

視察調査・研修会等報告書

令和 4 年 3 月 22 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議長 福田 洋 一様

議員氏名(大平拓史)



研修・視察年月日	令和 4 年 3 月 1 日
研修会場・視察先	音声データおよび資料を購入し、講座受講
研修名・視察目的	地方議員研究会 「経済財政運営の基本方針 2021 4 つの原動力(後半)」
応対者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	<p>1. 講師:川本達志氏</p> <p>2. 要旨:</p> <p>◇ 経済財政運営の基本方針 2021 において示されている 4 つの原動力のうち、2 つ(新たな地方創世の展開と分散型国づくり、少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現)について解説。</p> <p>◇ 成長する中小企業の応援、中身としては現状維持よりも成長するところに重点を置いている。これとリンクして賃上げを通じた経済の底上げがある。地方が元気になるには、地方の中小企業が成長する、稼げることにつながっており、中小企業の支援が重要である。ただし、支援は保護ではなく、成長する企業を支援する必要がある。とくに、女性起業家、社会起業家の支援は地方が独自に取り組んだ方が良い施策である。</p> <p>◇ 観光・インバウンドについては、コロナにより停滞している今が環境を整えるチャンスである。環境整備を行い、アフターコロナに備えることで観光需要が回復した時に他に遅れることなく、観光客を受け入れられる。</p> <p>◇ 農林水産業の成長産業化として、みどりの食料システム戦略の推進がキーとなる。農林水産業においてもゼロエミッションを取り入れなくては持続可能なものとはなりえない。</p> <p>◇ スマートシティを軸にした多核連携の加速。全国に 100 地域を 2025 年までに構築することになっており、早く取り組んだ自治体の方がメリットが大きい。議員として中身を理解しておくことが重要。実行におい</p>

視察調査・研修会等報告書

	<p>ては首長次第であるが、議員が議会で提案し首長を動かし、若手職員が実現するというステップを踏んでいけばよい。住民の利便性の向上を目的として進めていく。</p> <p>◇ 地域経済活性化支援機構(REVIC)のしくみを解説。地域活性化起業人制度は、自治体と民間企業が協定締結し、三大都市圏の企業の職員を自治体に在籍派遣する。企業には地方の課題を理解することになり、自治体に追っては民間ノウハウを活用することができる。また役所内の職員への刺激となる(初めから歓迎されることはない)。企業にとっても社内のシニア人材の活用することで、社内の人材の更新にもつながる。(令和4年度の小山市予算に入っている)。</p> <p>◇ 地域おこし協力隊については平成21年度から行われており、全国的にも定着しつつある。また、隊員の4割が女性、隊員の7割が20-30代、任期終了後、約6割が同じ地域に定住することから、定住施策の一つとして有効。</p> <p>◇ 少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現。地方創世と少子化対策は国がいくら言っても変わらない。地方がやるべき部分が多い。地方が変わらなければ、国は変わらない。</p>
<p>市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等</p>	<p>これまで、国の基本方針のことを意識していなかったが、講義の内容から得た知識を基に、小山市の補正予算や当初予算をこれまでとは異なる角度から見ることができるようになった。国の施策がどのように小山市の予算に反映されているのか、また反映されていないのか。そういう視点をもって小山市の施策・予算など議員の立場で見て参りたい。</p>

視察調査・研修会等報告書

令和 4 年 3 月 22 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議長 福田 洋 様

議員氏名(大平拓史)



研修・視察年月日	令和 4 年 3 月 1 日
研修会場・視察先	音声データおよび資料を購入し、講座受講
研修名・視察目的	地方議員研究会 「経済財政運営の基本方針 2021 の背景とスタンス」
応対者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	<p>1. 講師:川本達志氏 (本人 HP より抜粋)1980 年 九州大学法学部卒後、広島県入庁、市町村の行財政指導、県財政の健全化計画の策定等に従事。2008 年 廿日市市副市長就任、市の行政経営システム改革、中期財政運営方針の策定、廿日市市協働によるまちづくり基本条例の策定などにあたる。2012 年 (株)野村総合研究所上級コンサルタント、広島大学大学院と大阪市立大学大学院で非常勤講師を務める。2014 年 独立後、地方議会議員向けセミナーにて地方議員研修を実施。</p> <p>2. 要旨:</p> <p>◇ 経済財政運営の基本方針について、ポイントを押さえながら内容を解説。動画撮影時は 2021 年 7 月で、菅政権が同年 6 月 18 日に閣議決定した基本方針 2021 を教材としている。</p> <p>◇ 経済財政運営の基本方針(骨太の方針)が公表されるようになったのは小泉政権時の 2001 年度からで、この時から官邸主導という考えが取り入れられるようになった。2021 年度時点でも、2001 年 6 月公表の基本方針(小泉首相第一回骨太方針)に盛り込まれた課題(例:プライマリーバランスの黒字に向けた財政改革など)は解決されておらず、根本的な改革が進んでいないことが分かる。</p> <p>◇ 経済財政諮問会議、成長戦略会議について両会議は密接に関係しており、機能分担している。会議のメンバーから読み取れる基本方針の</p>

視察調査・研修会等報告書

	<p>特徴があり、とくに成長戦略会議の構成員のデービッド・アトキンソン氏の主張が基本方針 2021に取り込まれている。中小企業の支援にあたっては、それが成長につながる必要があるという考えで、例えば、補助金を出すときには、生産性と生産向上の目標を明確にさせることや、小規模事業者よりも中堅企業を厚く支援する、等。</p> <p>◇ 未来に向けた変化と構造改革について、4つの原動力(カーボンニュートラル、デジタル改革、少子化対策と子育て支援、地方の所得向上)、財政健全化の堅持、ポストコロナの経済社会ビジョンが挙げられていることについて解説。</p> <p>◇ 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組、及び、防災・減災、国土強靱化、東日本大震災からの復興の説明。コロナにより、日本の弱点や遅れが浮き彫りになったが、それらに対する具体策が示されている。</p>
<p>市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等</p>	<p>基本方針 2021についてポイントを押さえながら解説されており、理解しやすい講義であった。また、経済財政諮問会議、成長戦略会議の構成メンバーに関する解説は、基本方針 2021の背景を理解することができ興味深かった。基本方針 2021に対する理解を深めるとともに、日本の将来、来年度以降に向けた日本の方向性について、方針内に示されており、将来像を考えるきっかけとなった。岸田内閣の基本方針 2022がどのようなものになるのか注目したい。</p>

表紙参照

視察調査・研修会等報告書

令和 4 年 3 月 22 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議長 福田 洋 一様

議員氏名(大平拓史)



研修・視察年月日	令和 4 年 3 月 1 日
研修会場・視察先	音声データおよび資料を購入し、講座受講
研修名・視察目的	地方議員研究会 「経済財政運営の基本方針 2021 4 つの原動力(前半)」
対応者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	<p>1. 講師:川本達志氏</p> <p>2. 要旨:</p> <p>◇ 経済財政運営の基本方針 2021 において示されている 4 つの原動力のうち、2 つ(グリーン社会の実現と官民挙げたデジタル化の加速)について解説。</p> <p>◇ 2050 年カーボンニュートラルにコミットしている国は 123 개국・1 地域であり、すでに世界の常識になっている。一方、国内の自治体は 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロを表明している地方自治体は 413 であり、市レベルは 245 にとどまっている。議会が首長に対して、取り組んでいくことを指摘・提案する必要があることを示している。</p> <p>◇内閣官房にある国・地方脱炭素実現会議における答申は、今後地方の政策に大きな影響を及ぼす可能性があり、地方議員は今後動きを押さえておく必要がある。</p> <p>(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/index.html)</p> <p>◇ 地球温暖化対策推進法の改正(2021 年 5 月 26 日成立)について、地方公共団体が地域の再エネを活用した事業を推進するための計画・認定制度の創設に努めることを求めている。エネルギーの地産地消がポイントになってくる。</p> <p>◇ グリーン成長戦略の枠組み、グリーン GDP の解説、脱炭素化に向けたエネルギー等について方針に入っていることの説明。世界から見れば、</p>

視察調査・研修会等報告書

	<p>欧州が先行しており、日本は後手に回っている。このままでは、国際炭素税が日本製品に賦課されるのを黙ってみていることになる。4つの原動力の一番にグリーン社会の実現が置かれたのはそれだけ国の危機感の表れである。</p> <p>◇ デジタルについても、給付金等の手続きは日本は人海戦術で対応している現状があり、デジタル先進国から見れば周回遅れの状況であることが浮き彫りになった。</p> <p>◇ 地方公共団体のサービスの恩恵をまず受けるのは高齢者。その高齢者に対してサービスの水準を上げるためにはデジタルが必須である。したがって、利用者である高齢者がつかえるデジタルとしていく必要がある。高齢者もデジタルデバイドを解消するために、取り組みが必要となる。</p>
<p>市政の課題等に対してどのように参考になるか、所感等</p>	<p>グリーン社会の実現と官民挙げたデジタル化の加速について深堀された講義内容であった。情報としてこれらに触れてはいたが、講義を受けたことで体系的に理解することができた。講義の内容を基に、小山市における脱炭素やDX化の取組みについて、見直しや施策の提案などをできるように取り組んで参りたい。</p>

視察調査・研修会等報告書

令和 4 年 3 月 22 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議長福田 洋 一様

議員氏名(大平拓史)



研修・視察年月日	令和 4 年 3 月 2 日
研修会場・視察先	音声データおよび資料を購入し、講座受講
研修名・視察目的	地方議員研究会 「令和4年度地方財政対策のポイント(前編)」
対応者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	<p>1. 講師:川本達志氏</p> <p>2. 要旨:</p> <p>◇ 令和 4 年度の地方財政の姿、地方財政対策のしくみと勘所、口の地方の財源不足の補填ルール、地方交付税の制度と推移、臨時財政対策債の抑制等についてまとめて解説。</p> <p>◇ 臨時財政対策債について、本来は借りるべきではない、そういう認識を議員は持ってもらいたい。</p> <p>◇ 地方財政計画と地方財政対策の関係性、その中で生じる交付税というものの考え方、今回の予算での不足分についてどのように補ったか、臨時財政対策債の考え方をコンパクトに解説されていた。</p> <p>◇ 令和 4 年度通常収支分について、歳入・歳出を解説、また不足額が令和 2 年度に続いて生じなかった(主な理由は歳入の地方税と地方交付税が伸びたことによる)。令和 3 年度は、約 10 兆円の不足が生じ、国と地方の折半ルール(国が一般会計から加算、地方が特例地方債を発行)により財源不足分を補填した。折半ルールは平成 13 年度から行われている。</p>

視察調査・研修会等報告書

市政の課題等に対し
どのように参考になるか
所感等

令和 4 年度の地方財政対策を前半、後半に講義しているうちの前半を受講した。国の予算と市の予算の関係性について、決め方や不足分に対する考えなどをまとめて学ぶことができた。講義の内容は予算審査常任委員会の一員として参考になるもので、今後の活動に活かして参りたい。

視察調査・研修会等報告書

令和 4 年 3 月 22 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議員 福田 洋 様

議員氏名(大平拓史)



研修・視察年月日	令和 4 年 3 月 2 日
研修会場・視察先	音声データおよび資料を購入し、講座受講
研修名・視察目的	地方議員研究会 「令和4年度地方財政対策のポイント(後編)」
対応者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	<p>1. 講師:川本達志氏</p> <p>2. 要旨:</p> <p>◇ 令和 4 年度の地方財政計画に織り込まれた主な個別事業のうち、下記の 4 つについて解説。地域デジタル社会推進費、公共施設の適正管理推進事業費、まち・ひと・しごと創生事業費、緊急防災減災事業費。</p> <p>◇ 地域デジタル社会推進費を例にとり、国として 2000 億円を計上した意味を確認。すなわち、国が交付金を用意しているが、事業を行うかどうかは地方に任せられているので、必要がないと判断したら実施しなくてもよい。ただし、デジタル社会については国が進めているものであり、地方がやらなければ確実に置いてけぼりになる。首長、議会が旗を振って取り組まなければ今後進まないことを理解しておくこと。</p> <p>◇ デジタルデバйд解消のための事業として、利用者向けデジタル活用支援推進事業の説明があった。たまたまであるが、2021 年 6 月の議会質問で、デジタルデバйд解消にむけた市の取り組みを取り上げたこともあって、内容が理解しやすいものであった。</p> <p>◇ 国の目標、5 年間でデジタル人材 230 万人育成について、デジタル人材の定義があいまいなこと、現在のデジタル人材の数が不明なことを講師が指摘していた。地方自治体に対しては、①デジタル人材の定義付け(小山市に必要なデジタル人材はどのような能力をもっているべきか)、②現状の人数の数と、目標とする育成すべき人数の設定、③育成</p>

視察調査・研修会等報告書

令和 4 年 3 月 22 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議員長 福田 洋 一様

議員氏名(大平拓史)



研修・視察年月日	令和 4 年 3 月 4 日
研修会場・視察先	音声データおよび資料を購入し、講座受講
研修名・視察目的	地方議員研究会 「国の補正予算のポイント(前編)」
対応者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	<p>1. 講師:川本達志氏</p> <p>2. 要旨:</p> <p>◇ 令和 3 年 12 月成立した国の補正予算について解説。</p> <p>◇ 経済対策の狙いとして、4 つの柱がある。新型コロナウイルスの感染症の拡大防止、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底、未来を切り拓く新しい資本主義の起動、国民の安全安心の確保。</p> <p>◇ 感染症対策は臨時の医療施設の整備、保険・医療提供体制を中心とする内容。経済対策は、地方からデジタルの実装を進めるとしている。これは地方が抱えている課題をデジタルで解決することに重点を置いている。</p> <p>◇ 教育の ICT 環境の整備が急ピッチで進められたが、実際に現場はどうなっているか、確認をしていく必要がある。</p> <p>◇ 国の 16 カ月予算の考え方の解説。令和 4 年度当初予算 107.6 兆円に令和 3 年度補正予算 36 兆円が上積みされたようになっている。補正予算を 4 カ月で消化することはムリであるため、令和 4 年度当初予算 12 か月と合わせて 16 カ月予算としている。最近では経済対策を補正予算で行うことが慣例となっている。また 75 歳以上に団塊世代が入ってくるこの影響で 4,300 億円の社会保障費増としている。</p> <p>◇ 令和 3 年度一般会計補正予算の枠組みについて、歳出は経済対策関係経費として約 31.5 兆円、地方交付税交付金 3.5 兆円、歳入は公</p>

視察調査・研修会等報告書

	<p>債金として 22 兆円発行していることが特徴である。</p> <p>◇ 地方交付税の増額交付について、特徴的なことは、令和 3 年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積み立てに要する経費を措置として 1.5 兆円の増額交付がなされている。これに対応して令和 3 年度に限り基準財政需要額の費目に「臨時財政対策債償還基金費(仮称)」を創設する。地方公共団体においては、これに対応して令和 3 年度内に減債のための基金に積み立てを行うなど将来の公債費負担に備えることとなる。→基金の積み立てを行っているか財政担当者に確認すべきこととなる。</p> <p>◇ 令和 3 年度補正予算(第 1 号)の概要は大きく 2 つに分けられ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えがある。</p> <p>◇ 困窮者に対して、緊急小口資金、総合支援資金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、学生の学びを継続するための緊急給付金、雇用調整助成金等があり、議員活動している中で相談があった場合に知っておいた方が良い支援策である。</p>
<p>市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等</p>	<p>令和 3 年度の補正予算、令和 4 年度の当初予算の関係についてよく理解できた。これまでも 15 カ月予算や 16 カ月予算というフレーズを聞いてもよくわからなかったが、講義により関係がよく分かった。また、現在の政府の方向性と、市の実施している施策について理解を深めることができた。</p>

視察調査・研修会等報告書

令和 4 年 3 月 22 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議長 福田 洋 様

議員氏名(大平拓史)



研修・視察年月日	令和 4 年 3 月 6 日
研修会場・視察先	音声データおよび資料を購入し、講座受講
研修名・視察目的	地方議員研究会 「国の補正予算のポイント(後編)」
対応者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	<p>1. 講師:川本達志氏</p> <p>2. 要旨:</p> <p>◇ 令和 3 年 12 月成立した国の補正予算について解説の後編。</p> <p>◇ 新しい資本主義の起動にある科学技術立国の実現について、それぞれの項目は直接は地方自治体に関わらないものもあるが、把握しておくべきものである。大学ファンドの創設(技術革新につなげる)、デジタル専門分野の教育(進まない原因として人材不足がある)、ムーンショット型研究(2050 年の目標)、ポスト 5G 情報通信システムの開発・製造。</p> <p>◇ 2050 カーボンニュートラルの実現については、掲げている目標はハードルが高く今から動かなければ実現は不可能。そしてこの主役は、地方自治体と中小企業である。自分の自治体がどのように取り組んでいるのか確認しておくべきものである。また、取り組んでいくことが、将来、地域の魅力につながるもの。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定することになっている。とくに人材が重要であり、エネルギーと金融に知見経験を持っていることが求められる。市民を巻き込むために、温室効果ガス排出の見える化、温室効果ガス削減ポイントやナッジの普及、グリーンエネルギー自動車の活用、充電設備や水素ステーション等のインフラの整備が求められる。</p> <p>◇ デジタル田園都市国家構想として、現在地方が抱えている課題をデ</p>

視察調査・研修会等報告書

	<p>デジタルによって解決する方針が示されている。デジタル化は避けて通れない事業である。ライフスタイル(ゆりかごから墓場まで)を豊かにするものとしてデジタルの活用が求められている。目標達成の手段として、様々な手法が例として挙げられている(スーパーシティ・スマートシティ一型、MaaS 発展型、地域経済循環モデル型、スマートヘルスケア先行型、防災・レジリエンス先行型、スマートホーム型など)。蓄電池を活用したエネルギー需給管理、サーキュラーエコノミーなど取り入れていく必要がある。国はデジタル田園都市国家構想関連地方創世交付金を創設しており、自治体の補正予算等に関連事業が入っていないのであれば物足りないものと感じる。</p> <p>◇ DX の推進については、目指すところはどうのようなモノ・コトか、しっかりと想像しておく必要がある。自治体で言えば行政手続きのオンライン化やワンストップサービス、電子決済、マイナンバーカードの活用がある。</p> <p>◇ 産業支援として、中小企業等事業再構築促進事業、中小企業生産性革命推進事業、農林水産業の輸出力強化、生産基盤強化がある。</p> <p>◇ 子育て世代の支援、看護職員、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭の処遇改善。</p> <p>◇ 経済効果として、実質 GDP の直接的な下支え・押し上げ効果として 5.6%が見込まれている。</p>
<p>市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等</p>	<p>令和 3 年度の補正予算に盛り込まれている主な施策について、理解を深めることができた。講義内容を基に、小山市の補正予算にどのように反映されているのかしっかりと確認したい。</p>

視察調査・研修会等報告書

令和 4 年 3 月 22 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議長 福田 洋 一様

議員氏名(大平拓史)



研修・視察年月日	令和 4 年 3 月 7 日
研修会場・視察先	音声データおよび資料を購入し、講座受講
研修名・視察目的	地方議員研究会 「当面の経済財政運営と令和4年度の予算編成に向けた考え方」
応対者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ 記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	<p>1. 講師:川本達志氏</p> <p>2. 要旨:</p> <p>◇ 経済財政運営と改革の基本方針 2021 の経済財政一体改革分のまとめ。感染症で顕在化した課題(医療人員・資源の配分、行政のデジタル化、オンライン教育等)に対して、分野ごとの改革(社会保障改革、国と地方の役割分担、デジタル化、社会資本整備、税制改革)がまとめられている。経済成長に向けた投資に関し、2021 年 6 月現在で予備費が余っている状況なので、これを使った施策が打ち出されると思われる。</p> <p>◇ 行政のデジタル化、オンライン教育については、リーダーがやるかやらないかにより自治体間格差が大きくなる。将来の行政の在り方や子どもたちの将来について、今、リーダー(首長)がどのような方針を打ち出すか重要な時期である。リーダーが動かなければ現場は動かない。ひいては日本が世界に対して遅れをとることになる。</p> <p>◇ 社会保障改革について 2025 年の医療需要と病床の必要量を推計し、目指すべき医療提供体制を実現するための施策を行う。データヘルス計画をきちんと押さえておく必要がある。</p> <p>◇ 国と地方の役割分担として、都道府県が遅れが出ている市町村に支援・介入していくように変わっていく方向である。また人口減少にともない消防や上下水道</p>

視察調査・研修会等報告書

令和 4 年 3 月 22 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議員 長 福 田 洋 一 様

議員氏名(大平拓史)



研修・視察年月日	令和 4 年 3 月 8 日
研修会場・視察先	音声データおよび資料を購入し、講座受講
研修名・視察目的	地方議員研究会 「こども政策こども家庭庁の創設基本方針(前編)」
応対者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	<p>1. 講師:川本達志氏</p> <p>2. 要旨:</p> <p>◇ 2023 年 4 月に創設される子ども家庭庁について解説。現時点で判明している情報に基づいているため、今後も変わる可能性があることに注意が必要との前置きがあり、講義が始まった。</p> <p>◇ 子ども政策が今後どうなるのか、子ども家庭庁の役割、現場で動く地方自治体にどのように反映されていくのか、解説。</p> <p>◇ 子ども家庭庁の名称について、“家庭”が入ることについて紆余曲折があった。これまで国の施策として家庭を対象にしたものはなく、名称に入れていることについて違和感がある。</p> <p>◇ 有識者会議が取りまとめた報告書では子どもと家庭を取り巻く現状はかなり厳しい。少子化の進行(出生数 84 万 835 人)、子どもの相対的貧困率(7 人に一人)、ワンオペ育児、自殺の増加、不登校、ネットいじめ、生活満足度の低さ(37 位)など。課題が山積みであり、それに対してようやく国が一步踏み出す施策である。国は子ども家庭庁をつくるが、結局は地方が子どもを中心としてどう動くかが要である。</p> <p>◇ 2021 年 3 月に基本理念が閣議決定されている。子どもまんなかという言葉は初めて使用された。ポイントとして、当事者の視点(子ども、子育て当事者)に立った政策立案になる。</p> <p>◇ 基本理念は 5 つ。とくに特徴的な内容は、制度や組織による縦割りの</p>

視察調査・研修会等報告書

<p>180頁と平本冊分</p> <p>文科省大</p> <p>日</p>	<p>壁、年齢の壁を克服した切れ目のない包括的な支援である。内閣府、厚生労働省、文部科学省に各種の支援事業が分かれているが、このうち内閣府と厚生労働省の管轄分が子ども家庭庁に移管される。ただし、文科省分については引き続き文科省が管轄する。この点について省庁の壁が残っており実効性があるのか、注視していく必要がある。</p> <p>◇ 課題として、小学校入学前のこどもの所管について、すっきりしていない部分が残っている。</p>
<p>市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等</p>	<p>子ども家庭庁の創設の経緯と、今後の機能について理解することができた。子どもを取り巻く環境の厳しさを理解するとともに、子ども家庭庁が始動した後、どのような影響が地方自治体にでるのか見るとともに、逆に地方自治体が国をリードするような施策を展開していくことが求められていることを理解した。</p>



視察調査・研修会等報告書

令和 4 年 3 月 22 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議長福田 洋 一様

議員氏名(大平拓史)



研修・視察年月日	令和 4 年 3 月 9 日
研修会場・視察先	音声データおよび資料を購入し、講座受講
研修名・視察目的	地方議員研究会 「こども政策こども家庭庁の創設基本方針(後編)」
対応者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	<p>1. 講師:川本達志氏</p> <p>2. 要旨:</p> <p>◇ 子ども家庭庁についての解説の後編。基本方針が 2021 年 3 月に公表されている。2022 年の通常国会で議論される予定である。岸田内閣の目玉の一つになる事業である。後編では、同庁の体制・事務、各種事業(母子保健、こどもの貧困対策、ひとり親家庭、不登校、障がい児支援等、企画立案・総合調整)をまとめた内容。</p> <p>◇ 子ども家庭庁が創設されるが、これまで地方自治体が行っていた子育て政策がどういう風に一元化されるのか、現状の政策を再度確認する内容。新たな官庁ができるが、既存の子育て事業を統括する官庁ができたということ。</p> <p>◇ 子ども家庭庁は、①成育部門、②支援部門、③企画立案・総合調整部門の 3 部門で構成される。一部の助成金・補助金に関する事務は、地方厚生局に委任される予定。</p> <p>◇ 成育部門:対象は妊娠前から子育て期(就学前の子ども)を対象としている。中心となる組織は子育て世代包括支援センター。まだ設置されていない自治体もあるが、小山市は設置済み。このセンターの組織・予算を拡充する必要がある。とくに就学前のすべての子どもの育ちを保障することになるので、幼稚園や施設に通わない子どもも対象に含まれる。幼稚園も含まれることになるので文科省との関係(地方では教育委員会</p>

視察調査・研修会等報告書

<p>（ 文科省 ）</p>	<p>との関係)について、整理をする必要がある。子ども家庭庁の創設により現場での混乱が予想されるので、役所内で縦割りの弊害が生じていないか、チェックしていくポイントになる。その他、相談対応や情報提供の充実、子どもの安全(性的搾取の防止のための中心的役割-国家公安委員会及び警察庁から移管)なども担う。</p> <p>◇ 支援部門:ヤングケアラー、いじめ、不登校の課題解決支援、児童虐待防止対策、社会的擁護の充実、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援、障がい児支援を担う。この部門でも文科省とのかかわりが出てくる。いじめ及び不登校対策について、これまでは一般的に、教育委員会・学校だけで解決を図ろうとしていたが、ここに関わる権限を持つ組織ができたこと。子どもの人権問題として対処すべき事案としてとらえることが、これまでの考え方とは異なっている。</p> <p>企画立案・総合調整:子ども政策に関する総合調整機能を一元的に集約し、一体的大綱の策定する。地方自治体で子ども・青年の声をどのように拾い上げていくか、政策に対する関心や参加をどのように進めていくかが課題となっている。</p>
<p>市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等</p>	<p>地方自治体が現在行っている事業と子ども家庭庁ができることによって変わることを理解することができた。今後の通常国会での議論を注視しながら、2023年4月の創設に向けて、小山市においてどのような準備・対応が必要なのか、またどんな可能性があるのか、考えていくうえでの一助となる内容であった。国・県・市の動きを見ながら、小山市の子どもたちのために議員として何をすべきか考えて参りたい。</p>